

令和8年度行動計画（案）の主な改正のポイント

○改正の概要（令和7年度実績、令和8年度計画に変更があったもの）

- 1 生産から販売に至る安全確保のための監視、指導等（P4～P19）
 - （1）生産段階における安全の確保（P4～P11）
 - ③ 安全な水産物の生産・供給
 - ・水産動物保健対策推進＜水産課＞（P9）
⇒対象施設数の変更 29⇒26（3経営体廃業、1経営体養殖休止）
 - （2）製造・加工・調理、流通・販売段階における安全の確保（P12～P19）
 - ③ 食品等の検査
 - ・食品添加物監視指導＜薬事衛生課＞（P18）
⇒「器具・容器包装、おもちゃの規格試験」の検査数の所要の見直し
- 5 情報の提供等（P25～P27）
 - （1）食に関する情報の提供（P25～P26）
 - ・消費段階での安全確保＜薬事衛生課＞（P25）
⇒「食中毒防止のための啓発チラシの作成」を「食中毒防止のための啓発媒体の作成・配布」としました。
 - ・情報誌の発行、ホームページの充実＜薬事衛生、食品安全対策室＞（P26）
⇒「ホームページの充実」を「情報発信の充実」に変え、内容を「食の安全・安心情報の更新頻度（ホームページの更新）」と「SNSによる情報発信」としました。
- 6 情報及び意見の交換の促進（P28）
 - ・意見交換会の開催＜食品安全対策室＞（P28）
⇒意見交換会・講演会内容を記載

令和8年度食の安全・安心の確保に関する行動計画（案）

I 目的（P1）

（1）目的（P1）

（2）食の安全・安心対策推進体制（P1）

II 基本的な考え方（P2）

III 令和7年度基本的施策の体系（P3）

IV 令和7年度個別事業計画（P4～P29）

1 生産から販売に至る安全確保のための監視、指導等（P4～P19）

（1）生産段階における安全の確保（P4～P11）

① 安全な農産物の生産・供給

- ・農薬等安全使用指導事業 <ブランド戦略課>（P4）
- ・農薬等安全使用対策事業（うち農薬等適正販売及び使用） <ブランド戦略課>（P5）
- ・農業生産工程管理（GAP）の推進<生産振興課>（P5）

② 安全な畜産物の生産・供給

- ・流通飼料安全使用推進<畜産振興・防疫対策課>（P6）
- ・特定家畜伝染病対策事業（BSE（牛海綿状脳症））<畜産振興・防疫対策課>（P6）
- ・特定家畜伝染病対策事業（CSF（豚熱）・口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ）<畜産振興・防疫対策課>（P7）
- ・特定家畜伝染病対策事業（高病原性鳥インフルエンザ）<畜産振興・防疫対策課>（P7）
- ・家畜伝染病予防事業 <畜産振興・防疫対策課>（P8）
- ・飼養衛生管理基準遵守指導 <畜産振興・防疫対策課>（P8）
- ・家畜衛生技術指導事業（鶏卵衛生管理体制の整備）<畜産振興・防疫対策課>（P9）

③ 安全な水産物の生産・供給

- ・水産動物保健対策推進<水産課>（P9）
⇒対象施設数の変更 29⇒26（3経営体廃業、1経営体養殖休止）
- ・貝類の食中毒対策<薬事衛生課>（P10）

④ 食品等の検査

- ・農産物残留農薬検査<薬事衛生課>（P10）
- ・食肉等の残留物質検査<薬事衛生課>（P11）
- ・輸入食品の検査<薬事衛生課>（P11）

（3）製造・加工・調理、流通・販売段階における安全の確保（P12～P19）

① 製造・加工・調理、流通・販売施設の衛生管理

- ・HACCPに沿った衛生管理の実施状況の監視・検査<薬事衛生課>（P12）
- ・食中毒発生時の対応<薬事衛生課>（P13）
- ・ノロウイルスによる食中毒予防対策<薬事衛生課>（P13）
- ・食肉等に由来する食中毒予防対策<薬事衛生課>（P14）
- ・監視指導の可視化を通じた衛生管理意識の向上<薬事衛生課>（P14）
- ・食鳥検査、乳処理施設牛乳検査<薬事衛生課>（P15）
- ・野生鳥獣の食肉処理における衛生管理指導<里山振興室>（P16）

- ・飲用水の安全確保推進<環境政策課> (P16)
- ・集団給食施設の巡回指導<薬事衛生課> (P17)
- ・パン、炊飯工場巡回指導<保健体育課> (P17)
- ・栄養職員技術講習会<保健体育課> (P18)

② 食品等の検査

- ・食品添加物監視指導<薬事衛生課> (P18)
⇒「器具・容器包装、おもちゃの規格試験」の検査数の所要の見直し
- ・ふぐ加工品のふぐ毒検査<薬事衛生課> (P19)
- ・アレルギー物質・遺伝子組換え食品検査<薬事衛生課> (P19)

2 危機管理体制の整備等 (P20)

3 食品等の適正な表示の推進 (P21~P23)

- (1) 事業者等の食品表示に関する相談対応<食品安全対策室> (P21)
- (2) 米トレーサビリティ法に基づく制度の普及指導<ブランド戦略課> (P21)
- (4) 食品表示法及び景品表示法に基づく監視指導
<食品安全対策室、ブランド戦略課、薬事衛生課、健康推進課、生活安全課> (P22)
- (5) 米の表示適正化推進<ブランド戦略課> (P23)
- (6) 食品表示 110 番<食品安全対策室> (P23)

4 調査研究の推進等 (P24)

- (1) 保健環境センターにおける調査研究<保健環境センター> (P24)
- (2) 保健環境センターの検査体制の整備<保健環境センター> (P24)
⇒機器の更新

5 情報の提供等 (P25~P27)

- (2) 食に関する情報の提供 (P25~P26)
 - ・消費段階での安全確保<薬事衛生課> (P25)
⇒「食中毒防止のための啓発チラシの作成」を「食中毒防止のための啓発媒体の作成・配布」としました。
 - ・情報誌の発行、ホームページの充実<薬事衛生、食品安全対策室> (P26)
⇒「ホームページの充実」を「情報発信の充実」に変え、内容を「食の安全・安心情報の更新頻度 (ホームページの更新)」と「SNSによる情報発信」としました。
 - ・県政出前講座<薬事衛生、食品安全対策室> (P27)
 - ・食品中の放射性物質対策<食品安全対策室> (P27)
- (3) 食に関する相談窓口機能の強化 (P27)
 - ・健福祉センターにおける相談の受付<薬事衛生>
 - ・表示 110 番<食品安全対策室> (再掲) (P23)

6 情報及び意見の交換の促進 (P28)

- ・意見交換会の開催<食品安全対策室> (P28)
⇒意見交換会・講演会内容を記載

7 事業者等の自主的な取組の強化等 (P29)

- ・HACCP に沿った衛生管理実施のための支援<薬事衛生課>